

## 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定

日本国及びオランダ王国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

### 第一部 総則

#### 第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「オランダ」とは、オランダ王国をいう。
- (b) 「領域」とは、次のものをいう。
  - 日本国については、日本国の領域
  - オランダについては、ヨーロッパ内のオランダ王国の領域
- (c) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民  
オランダについては、オランダの国籍を有する者

(d) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法  
律及び規則

オランダについては、次条2に掲げる社会保障の各部門に関するオランダの法律及び規則

(e) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関  
オランダについては、社会・雇用大臣

(f) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有す  
る保険機関（その連合組織を含む。）

オランダについては、オランダの法令の実施に責任を有する機関

(g) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

オランダについては、オランダの法令による雇用期間若しくは自営活動の期間又は居住期間及びオランダの法令において保険期間として取り扱われる期間

(h) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

## 第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

- (a) 次の日本国の年金制度について適用する。
- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
  - (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
  - (iii) 国家公務員共済年金
  - (iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
  - (v) 私立学校教職員共済年金
- (ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）
- ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。
- (b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。
- (i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
  - (ii) 船員保険法（雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。）（昭和十四年法律第七十三号）

- (iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
  - (iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
  - (v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）
  - (vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
  - (vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- ただし、この協定の適用上、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条（3の規定を除く。）及び第三十二条2の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。
- 2 オランダについては、次の社会保障の各部門について適用する。
- (a) 障害給付
  - (b) 老齢給付
  - (c) 遺族給付
  - (d) 児童給付

- (e) 疾病及び出産に係る現金給付
- (f) 疾病に係る現物給付
- (g) 失業給付

ただし、この協定の適用上、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第三十条（3の規定を除く。）及び第三十二条2の規定は、(d)から(g)までに掲げる社会保障の各部門については、適用せず、また、第五条、第二十七条及び第三十一条2の規定は、(d)、(f)及び(g)に掲げる社会保障の各部門については、適用しない。

#### 第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

#### 第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

## 第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、次の(a)及び(b)の規定の適用を妨げるものではない。

(a) 初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定

(b) オランダの千九百八十六年十一月六日の補足給付法及び千九百九十七年四月二十四日の若年障害者援助法の規定

2 一方の締約国の法令による給付は、両締約国の領域外に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であった場合と同一の条件で支給する。

## 第二部 適用法令に関する規定

## 第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

## 第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から又は両締約国の領域外から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。



3 1の規定の適用を受けた被用者は、当該適用に係る派遣が終了して一年が経過していない場合には、1の規定の適用を再度受けることができない。

4 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

5 4に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

#### 第八条 海上航行船舶において就労する被用者

いずれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者がその領域内に所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令のみが適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 随伴する配偶者及び子

オランダの領域内において就労する者であつて、第七条（3の規定を除く。）、第九条2又は前条の規定

により日本国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、当該配偶者又は子がオランダの領域内において自ら被用者又は自営業者として就労する場合を除くほか、日本国の法令のみを適用する。

## 第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。第七条の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

## 第十三条 オランダにおける居住

第六条、第七条(3の規定を除く。)、第八条、第九条2及び第十条の規定によりオランダの法令の適用を受ける者は、その適用を受ける期間においては、オランダの領域内に居住しているものとみなす。

## 第三部 給付に関する規定

### 第一章 オランダの給付に関する規定

## 第十四条 障害給付

1 オランダの実施機関は、オランダの障害給付を受ける権利を確立するため、オランダの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮する。

2 第三条に規定する者が、障害によって労働不能となった時に日本国の法令の適用を受けており、かつ、被用者のための障害給付に関するオランダの法令によりそれ以前に少なくとも十二箇月の保険期間を有していた場合には、当該第三条に規定する者は、当該オランダの法令による給付を受ける権利を有するものとし、その給付の額は、3及び4の規定に従って計算する。

3 2に規定する給付の額は、第三条に規定する者が十五歳に達した日から障害によって労働不能となった日までの期間（ただし、遅くとも六十五歳に達した日までとする。）に対する被用者のための障害給付に関するオランダの法令により十五歳から六十五歳までの間において有していた保険期間の比率に基づいて計算する。

4 千九百六十七年七月一日前のオランダにおける雇用期間及びオランダにおける雇用期間とみなされる期間は、被用者のための障害給付に関するオランダの法令による保険期間とみなす。

## 第十五条 老齢給付

1 オランダの実施機関は、オランダの法令による保険期間のみに基づき、老齢給付を受ける権利を確立し、かつ、その給付の額を計算する。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の国民が十五歳に達した時以後にオランダの領域内に居住していた千九百五十七年一月一日前の期間又は一方の締約国の国民がオランダの領域外に居住しつつオランダの領域内において有給で雇用されていた千九百五十七年一月一日前の期間については、これらの期間をオランダの法令による保険期間として取り扱うことを認めるオランダの法令に定める条件を満たしていない場合においても、オランダの法令による保険期間とみなす。

3 2に規定する期間は、2に規定する一方の締約国の国民がオランダの老齢年金法に基づいて保障されていたことがあり、かつ、五十九歳に達した時以後にいずれか一方又は双方の締約国の領域内において少なくとも六年間居住していたことを条件として、いずれか一方の締約国の領域内に居住している場合に限り、老齢給付の額の計算に際して考慮される。ただし、当該期間は、オランダ以外の国の法令により老齢給付の計算のために考慮した保険期間と重複する場合には、考慮されない。

## 第十六条 遺族給付

1 第三条に規定する者が、その死亡の時に日本国の法令の適用を受けており、かつ、遺族給付に関するオランダの法令によりそれ以前に少なくとも十二箇月の保険期間を有していた場合には、当該第三条に規定する者の遺族は、当該オランダの法令による給付を受ける権利を有するものとし、その給付の額は、2の規定に従って計算する。

2 1に規定する給付の額は、死亡した者が十五歳に達した日から死亡日までの期間（ただし、遅くとも六十五歳に達した日までとする。）に対する当該死亡した者が遺族給付に関するオランダの法令により十五歳から六十五歳までの間において有していた保険期間の比率に基づいて計算する。

## 第二章 日本国の給付に関する規定

### 第十七条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、オランダの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、オランダの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

#### 第十八条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がオランダの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

## 第十九条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十七条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十七条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにオランダの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十七条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度におけ



る保険期間及びオランダの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十七条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険

期間の比率に基づいて計算する。

#### 第二十条 保険期間

第十七条から前条までの規定の適用に当たっては、第一条1(g)の規定にかかわらず、オランダの領域内に居住したことにのみに基づきオランダの法令によって付与される保険期間は、考慮しない。

#### 第二十一条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

#### 第四部 雑則

#### 第二十二条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置（海外への給付の支払に関する両締約国の実施機関の間の協力を含む。）について合意する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできるだけ速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

#### 第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

#### 第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、オランダ語又は英語により、直接に連絡することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

#### 第二十五条 情報の秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、1の規定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

#### 第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は

実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に関該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

#### 第二十七条 給付の支払

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

#### 第二十八条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

#### 第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解

積に影響を及ぼすものではない。

## 第五部 経過規定及び最終規定

### 第三十条 効力発生前の事実及び決定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第七条1又は4の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条4に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

### 第三十一条 効力発生

1 この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

2 第五条1の規定が二千六年一月一日以前に適用されていたならば同規定により二千六年一月一日以後に日本国内の受給者に対して支払われるべきであったオランダの法令による給付であつて、オランダの国内法上の制限により支払われていないものは、当該受給者に対して・<sup>そ</sup>及して支払われる。

### 第三十二条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年二月二十一日にハーグで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

渋谷實

オランダ王国のために

J・P・h  
D